意書

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問主

出者 鈴木宗男

提

北朝鮮による長距離弾道ミサイル発射をゴルフに例えた政府筋等の発言に関する第三回質問主

## 意書

官は、 る時に、発言は極めて不適切」として、この政府筋・政府高官を厳重注意 か 府の迎撃システムの信頼性を否定する旨の発言をしたとの新聞報道がなされた。更に、 で今から撃ちますよと言って、ぴゅーっと来るから当たるんで、いきなり撃たれたら当たらないよ」と、 十三日、ある政府筋・政府高官が、 している。 『ファー』っていう感じだ」と、 らすると何が起きてい 本年四月五日、 「発言」という。)を受け、 北朝鮮によるミサイル発射について「(ミサイルが飛ぶのは) 右と「前回答弁書」(内閣衆質一七一第二九九号)を踏まえ、 北朝鮮が長距離弾道ミサイルを発射した。 る か 河村建夫内閣官房長官が本年三月三十一日、 ゴルフに例える発言もしている。 わ か 「鉄砲の弾で鉄砲の弾を撃つようなもんだ。当たると思うか」、 らない」、 「見えたらお 右のミサイル発射がなされる以前の本年三月二 ŧ 右の政府筋 しろいけどな」、 高すぎてそもそも見えないから、 再度質問する。 (以下、 ・政府高官の一 「みんなが一生懸命やってい 「厳重注意」という。) 右の政府筋 「そっち行っ 連の発言 · 政府高 「実験 たら 国民 以 政

前回質問主意書で、 「厳重注意」はどこで行われたかと問うたが、 「前回答弁書」では「政府として

は、 申し上げる立場にはないことから、先の答弁書(平成二十一年四月十日内閣衆質一七一第二六四号)一か ら六までについてのとおりお答えしたものである。」との答弁がなされているのみで、 に基づくものであると承知しており、 回答は何もなされていない。 御指 摘 の新聞記事については、 「厳重注意」はどこで行われたのか、 取材対象者、 その新聞記事の事実関係の有無及びそれに関する事実関係について 取材内容等を明らかにしない取決めの下に行われた取材 再度質問する。 右の質問に対する

は の答弁がなされているのみで、 作成されてい 前回質問主意書で、 るのか、 「厳重注意」に関する文書は作成されているかと問うたが、 再度質問する。 右の質問に対する回答は何もなされていない。 「厳重注意」 「前回答弁書」では一 に関する文書

三 「厳重注意」を記録した処分説明書は作成されているか。

四 「厳重 注意」 を行うことを決めたのは誰か。 右は麻生太郎内閣総理大臣か。

五 二五四号)で、 一の答弁は誰が作成したものか。例えば本年四月七日に閣議決定された政府答弁書 「財務省大臣官房が中心となって起案した上で、 政府として答弁したものである。 (内閣衆質一七一第 」との

答弁がなされている様に、 具体的に作成に携わった政府部内の部署はどこか、 明らかにされたい。

六 「厳重注意」を受けていないのならその旨答弁すれば済む話であるところ、 前回質問主意書で、 では 一の答弁がなされているのみで、 鴻池祥肇内閣官房副長官は 右の質問に対する回答は何もなされていない。 「厳重注意」を受けているかと問うたが、 政府においては、 鴻池 端的に事実 前 副 回答弁 長官が

七 「発言」 及びそれに関わる事実関係について、政府は一の答弁にある様に述べているが、政府として、

「発言」を行った政府筋・政府高官がいること自体は否定していないと理解して良

いか。

関係を明らかにすることのみを求める。

八 が、 11 て行われたか等について国民に明確 これまでに政府は、 政府がこのことについて国民に説明責任を果たさず、 「厳 重 注意」 を受けた政府筋 「発言」を行った政府筋・政府高官とは誰か、 ・政府高官とは鴻池副長官であることは既に公然の事実となっている な説明をしていないと思料する。 曖昧なままで幕引きを図ろうとしていることに また 種 「厳重注意」がどこで、 々報道により、 「発言」 誰に対 を行

九 態勢をとっているところであり、 「前回答弁書」で政府は、 「国家としての緊急事態に、 今後も的確に対応してまいりたい。」 適切、 かつ、 と答弁している。 迅速に対応がとれるよう、 「発言」 万全の につい

対して、

国民の理解を得られていると政府は認識しているか。

て何ら説明責任を果たそうとしない政府の姿勢を見る時、 国民の誰一人として、右答弁にある、 政府によ

る決意の披瀝は信頼できるとは考えないのではないか。 国民の理解、 信頼を得るには、 「発言」を行った

政府筋・政府高官は誰かを国民に明らかにし、信賞必罰を明確にすべきではないのか。

政府の見解如何。

右質問する。